⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年度以降に、元請けとして完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記㋐の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記㋐の要件を満たすこと。）の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。（入札説明書参照）

㋐１）建物用途　問わない
２）建物構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
３）階数　地上階数１階以上
４）建物規模　延べ面積2,000㎡以上
５）構造条件　最大スパン長25m以上
６）上記１）から５）は同一工事であること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

１）主任技術者又は監理技術者は下記の資格を有する者であること。

ⓐ　主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⓑ　監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成14年度以降に、元請けとして完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記㋑の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記㋑の要件を満たすこと。）の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記㋑の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記㋑の要件を満たすこと。）の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。（入札説明書参照）

㋑１）建物用途　問わない
２）建物構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
３）階数　地上階数１階以上
４）建物規模　延べ面積2,000㎡以上
５）構造条件　最大スパン長15m以上
６）上記１）から５）は同一工事であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）上記１）の資格及び２）の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記ⓐ又はⓑの施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記ⓐ又はⓑに掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

ⓐ　上記２）の要件を満たす者。

ⓑ　平成23年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　総合評価に係る技術提案が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制
ⓐ　品質確保の実効性
ⓑ　施工体制確保の確実性
２）技術提案
ⓐ　構造体の品質確保に関する工夫
ⓑ　環境への配慮に関する工夫
ⓒ　配置予定技術者のヒアリング
・技術提案の理解度
・施工上配慮すべき事項の適切性

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点
＋施工体制評価点＋加算点
評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）上記１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。